

裁判官の推定年収等の一覧表(地域手当12%の場合)

令和2年7月1日 時点

59期弁護士 山中理司(大阪)

番号	号棒	①報酬月額	②初任給調整手当	③ 地域手当 12%	④ 報酬月額等 の12月分	⑤報酬月額 及び地域手当の 20%	⑥ 報酬月額の 25%	⑦ ボーナスの 基礎額	⑧ボーナス 支給月数	⑨ ボーナス	⑩ 推定年収	⑪号別 在職人数	令和2年7月1日現在 修習期ごとの分布	号棒	
													修習期		
1	判事1号	¥1,175,000		¥141,000	¥15,792,000	¥263,200	¥293,750	¥1,872,950	3.35	¥6,274,382	¥22,066,382	147	~39期	167 判事1号	
2	判事2号	¥1,035,000		¥124,200	¥13,910,400	¥231,840	¥258,750	¥1,649,790	3.35	¥5,526,796	¥19,437,196	172	40期~42期	172 判事2号	
3	判事3号	¥965,000		¥115,800	¥12,969,600	¥216,160	¥241,250	¥1,538,210	3.35	¥5,153,003	¥18,122,603	357	43期~47期	357 判事3号	
4	判事4号	¥818,000		¥98,160	¥10,993,920	¥183,232	¥204,500	¥1,303,892	3.35	¥4,368,038	¥15,361,958	589	48期~54期	589 判事4号	
5	判事5号	¥706,000		¥84,720	¥9,488,640	¥158,144	¥176,500	¥1,125,364	3.35	¥3,769,969	¥13,258,609	189	55期~56期	189 判事5号	
6	判事6号	¥634,000		¥76,080	¥8,520,960	¥142,016	¥158,500	¥1,010,596	3.35	¥3,385,496	¥11,906,456	302	57期~59期	302 判事6号	
7	判事7号	¥574,000		¥68,880	¥7,714,560	¥128,576	¥143,500	¥914,956	3.35	¥3,065,102	¥10,779,662	190	60期~61期	190 判事7号	
8	判事8号	¥516,000		¥61,920	¥6,935,040	¥115,584	¥129,000	¥822,504	3.35	¥2,755,388	¥9,690,428	85	62期	85 判事8号	
番号	号棒	報酬月額	初任給調整手当	地域手当 12%	報酬月額等 12月分	報酬月額 及び地域手当の 20%	報酬月額の 25%	ボーナスの 基礎額	ボーナス 支給月数	ボーナス	推定年収	号別 在職人数	修習期	人数	号棒
9	判事補1号	¥421,100		¥50,532	¥5,659,584	¥94,326	¥105,275	¥671,233	4.45	¥2,986,988	¥8,646,572	223	63期~65期	223 判事補1号	
10	判事補2号	¥387,800		¥46,536	¥5,212,032	¥86,867	¥96,950	¥618,153	4.45	¥2,750,781	¥7,962,813	61	66期	61 判事補2号	
番号	号棒	報酬月額	初任給調整手当	地域手当 12%	報酬月額等 12月分	報酬月額 及び地域手当の 20%	報酬月額の 15%	ボーナスの 基礎額	ボーナス 支給月数	ボーナス	推定年収	号別 在職人数	修習期	人数	号棒
11	判事補3号	¥364,900		¥43,788	¥4,904,256	¥81,738	¥0	¥490,426	4.45	¥2,182,393	¥7,086,649	77	67期	77 判事補3号	
12	判事補4号	¥341,600		¥40,992	¥4,591,104	¥76,518	¥0	¥459,110	4.45	¥2,043,041	¥6,634,145	75	68期	75 判事補4号	
番号	号棒	報酬月額	初任給調整手当	地域手当 12%	報酬月額等 12月分	報酬月額 及び地域手当の 15%	報酬月額の 0%	ボーナスの 基礎額	ボーナス 支給月数	ボーナス	推定年収	号別 在職人数	修習期	人数	号棒
13	判事補5号	¥319,800	¥19,000	¥38,376	¥4,526,112	¥53,726		¥411,902	4.45	¥1,832,965	¥6,359,077	69	69期	69 判事補5号	
14	判事補6号	¥304,700	¥30,900	¥36,564	¥4,465,968	¥51,190		¥392,454	4.45	¥1,746,418	¥6,212,386	64	70期	64 判事補6号	
15	判事補7号	¥287,500	¥45,100	¥34,500	¥4,405,200	¥48,300		¥370,300	4.45	¥1,647,835	¥6,053,035				判事補7号
16	判事補8号	¥277,600	¥51,100	¥33,312	¥4,344,144	¥46,637		¥357,549	4.45	¥1,591,092	¥5,935,236	82	71期	82 判事補8号	
番号	号棒	報酬月額	初任給調整手当	地域手当 12%	報酬月額等 12月分	報酬月額 及び地域手当の 10%	報酬月額の 0%	ボーナスの 基礎額	ボーナス 支給月数	ボーナス	推定年収	号別 在職人数	修習期	人数	号棒
17	判事補9号	¥256,300	¥70,000	¥30,756	¥4,284,672	¥28,706		¥315,762	4.45	¥1,405,139	¥5,689,811	75	72期	75 判事補9号	
18	判事補10号	¥247,400	¥75,100	¥29,688	¥4,226,256	¥27,709		¥304,797	4.45	¥1,356,345	¥5,582,601				判事補10号
番号	号棒	報酬月額	初任給調整手当	地域手当 12%	報酬月額等 12月分	報酬月額 及び地域手当の 5%	報酬月額の 0%	ボーナスの 基礎額	ボーナス 支給月数	ボーナス	推定年収	号別 在職人数	修習期	人数	号棒
19	判事補11号	¥240,800	¥83,900	¥28,896	¥4,243,152	¥13,485		¥283,181	4.45	¥1,260,154	¥5,503,306				判事補11号
20	判事補12号	¥234,900	¥87,800	¥28,188	¥4,210,656	¥13,154		¥276,242	4.45	¥1,229,278	¥5,439,934				判事補12号

* 1 (1)④は、①ないし③の合計額の12月分の金額であり、(2)⑦は、①、③、⑤及び⑥の合計額であり、(3)⑨ボーナスは⑦に⑧を乗じた金額であり、(4)⑩推定年収は、④及び⑨の合計額である。

裁判官の報酬等に関する法律9条1項ただし書に基づき、俸給の特別調整額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当を支給されない代わりに、⑤及び⑥の管理職加算があると思われる。

* 2 令和2年3月16日最高裁判所規則第5号による改正後の、裁判官の報酬等に関する規則(平成29年3月17日最高裁判所規則第1号)別表第四ないし別表第六の数字が⑤の数字であり、別表第七の数字が⑥の数字である。

* 3 判事以上の裁判官に対するボーナスの支給月数は指定職の行政機関職員と同じであり、判事補に対するボーナスの支給月数は指定職以外の行政機関職員と同じである。

* 4 国家公務員のボーナス(期末手当及び勤勉手当)の支給月数が4.5月であった令和元年度につき、地域手当を考慮しない場合、判事のボーナスは(報酬月額(①)+報酬月額の20%(⑤)+報酬月額の25%(⑥))×3.4 (=1.45×3.4)=4.93月分となり、判事補1号及び2号のボーナスは1.45×4.5=6.525月分となり、判事補3号及び4号のボーナスは1.35×4.5=6.075月分となり、判事補5号ないし8号のボーナスは1.15×4.5=5.175月分となり、判事補9号及び10号のボーナスは1.1×4.5=4.95月分となる(平成30年11月30日以降、裁判官の期末手当の支給月数につき、特別職給与法12条2項(最高裁長官及び最高裁判事の場合)及び一般職給与法19条の4第2項(判事、判事補及び簡裁判事の場合)の定めと法的に連動することとなった。)。

* 5 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、最高裁判所が一般の官吏の例に準じて定める割合を乗じて得た額とされています(裁判官の報酬等に関する規則15条2項)。

* 6 地域手当は以下の7段階であり、初任給調整手当を含まない報酬月額に乗ずる割合となる。

20%(東京23区)、16%(横浜市、大阪市等)、15%(さいたま市、千葉市、名古屋市等)、12%(立川市、神戸市等)、10%(京都市、広島市、福岡市等)、6%(仙台市、高松市等)、3%(札幌市等)

* 7 指定職扱いとなる判事8号以上の裁判官の場合、扶養手当及び住居手当は支給されないから、判事8号と判事補1号の年収の差はその分、小さくなる。